

会 員 取 扱 約 款



第1章 総則

(名称)

第1条 本協会は、全国公益法人協会（以下「本協会」という）と称する。

(事務所)

第2条 本協会は主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 本協会は、従たる事務所を必要と認める地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 全国の公益法人および一般法人の健全な育成とその発展に協力し、民間公益活動の振興に資するため、公益法人・一般法人の業務の改善と指導に貢献し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 公益法人・一般法人の育成に必要な調査研究と相談事業
- (2) 公益法人・一般法人の諸問題に関する調査研究と講師派遣に関する事業
- (3) 公益法人・一般法人の会計・財務・税務・運営・法律等に関する調査研究及び研修会等の開催
- (4) 公益法人・一般法人関係者との意見の交換・情報の収集等の交流事業
- (5) 公益法人・一般法人に関する一切の図書・資料・文献等の出版と『公益・一般法人』発行による啓蒙事業
- (6) 公益法人・一般法人のインターネットによる情報公開を代行する支援事業
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員、入会及び種別)

第5条 本協会の目的に賛同する団体又は個人で入会した者を会員とする。

- 2 本協会の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。
- 3 本協会の会員は次の2種とし、1年に満たない期間の会員登録は取り扱わないものとする。

- (1) 正会員
 - (2) 準会員（主に定期刊行物の配布）
- 4 本協会の会員を解約しようとする者は、所定の退会届を提出しなければならない。
- 5 公益法人・一般法人を主とした非営利法人を対象に生業を営む公認会計士、税理士法人、監査法人、コンサルティング会社等の正会員および準会員の入会は認めないこととし、別に会員取扱を定めることとする。

（入会金及び会費の納入）

第6条 会員は、別に定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 既納の入会金及び会費は、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。
- 3 会費の請求は、会員登録期間が終了する月の前月25日に、次回更新期間の会費請求書を送付することによる通知によって自動更新とする。次回会費更新期間開始後の当該期間中における中途解約については取り扱わないものとする。
- 4 その他必要な事項は別に定める。

（会員の特典）

第7条 会員は、次の特典を有効に利用することができる。

- (1) 正会員は公益法人・一般法定例講座の参加が2名まで無料
- (2) 準会員は公益法人・一般法定例講座の参加が優先かつ割引
- (3) 特別講習会の参加については正・準会員共に優先かつ割引
- (4) 定期刊行物『公益・一般法人』の配布
- (5) 会計・財務・税務・運営等の「無料個別相談室」の利用
- (6) 緊急を要する相談に専門家が文書にて応じる「通信相談（FAX・メール）」の利用
- (7) 社内研修等の企画・講師の斡旋
- (8) 公認会計士・税理士等と個別に年間顧問契約を結ぶ際の専門家の紹介
- (9) インターネットによるディスクロージャーを代行する「情報公開サイト」の無料開放

第4章 非営利法人研究会

(非営利法人研究会)

第8条 事業の円滑な運営と推進を図るため、公益法人・一般法人の問題に経験豊かな学識経験者、実務家をもって、本協会に研究機関として、非営利法人研究会(以下「研究会」という)を置く。

- 2 研究会の委員は、本協会会長が委嘱するものとする。
- 3 研究会に関する必要な事項は、その都度委員会で協議する。

全公協グループ概要・業務局所在地

1967年（昭和42年）3月創立以来、公益法人に係わる実務上の課題克服から主務官庁の行政指導に係わる問題に至るまで、あらゆる問題解決に向け、経験豊富な実務家及び有識者の永年の研究成果を「相談事業」、「研修事業」、「出版事業」を通じて展開、現在は公益法人および一般法人の総合アドバイザーとして広く情報の提供を行っている実務指導機関です。

《業務内容》

● 書籍出版事業

定期刊行機関誌『公益・一般法人』（毎月1日・15日発行）

公益法人・一般法人専門実務図書（年数点随時発行）

● 研修事業

全国三大研修

公益・一般法人定例講座【東京・大阪・福岡・札幌・仙台・名古屋・広島・他】

各種実務特別講習会

● 相談事業

公益法人・一般法人が抱える諸問題に経験豊富な専門家が真正面から親身になって相談に応じます。緊急を要する場合、または遠方で直接相談室にお越しになれない会員には、文書による通信相談（FAX・メール）を随時受け付けます。

● 情報公開代行支援事業

インターネットによるディスクロージャーを代行する「情報公開サイト」の利用を会員に無料で開放しています。

● 専門家派遣・紹介事業

会員が主催する役・職員向け社内研修等の企画や講師の斡旋をします。また公認会計士・税理士等と個別に年間顧問契約を要望する会員に対し専門家の紹介をします。

《全国公益法人協会 WEBサイト》

URL <http://www.koueki.jp/>

《全国公益法人協会 事務局所在地》

● 本部

〒103-0027

東京都中央区日本橋3-2-14 日本橋K・Nビル5階

電話 03-3278-8471 FAX 03-3278-8473

メール tokyo@koueki.co.jp

● 関西業務局

〒530-0001

大阪市北区梅田1-3-1 大阪駅前第1ビル700号

電話 06-6344-6121 FAX 06-6344-6125

メール kansai@koueki.co.jp

● 西日本業務局

〒812-0011

福岡市博多区博多駅前2-11-26 井門博多駅前ビル5階

電話 092-473-7388 FAX 092-473-7406

メール fukuoka@koueki.co.jp

● 北海道支部

〒060-0807

札幌市北区北7条西2-6 37三京ビル423号

電話 011-738-0581 FAX 011-738-0580

● 東北支部

〒980-0013

仙台市青葉区花京院1-4-25 シティタワー仙台501号

電話 022-261-6887 FAX 022-261-6888

● 中部支部

〒453-0804

名古屋市中村区黄金通2-54

電話・FAX 052-461-6338

● 中国・四国支部

〒730-0004

広島市中区東白島町14-15 NTTクレド白島ビル7階

電話 082-207-0062 FAX 082-227-1122

《研究機関》 非営利法人研究会

公益法人・一般法人の運営環境がますます厳しくなることに対処するため、公益法人問題に経験豊富で研究業績に優れた学識経験者、実務家をもって当協会の研究機関として「非営利法人研究会」が組織され、あらゆる問題解決に向け、会長を中心に研究会委員の揺るぎない経験と学識が研究会を重ねる度に活発な議論として表れています。

☆☆

名 称	株式会社全国非営利法人協会
代表者	代表取締役 宮内 章
設 立	昭和42年3月28日
資本金	20,000,000円
所在地	〒103-0027 東京都中央区日本橋3-2-14 日本橋K・Nビル5階
	電 話 03-3278-8471
	FAX 03-3278-8473